

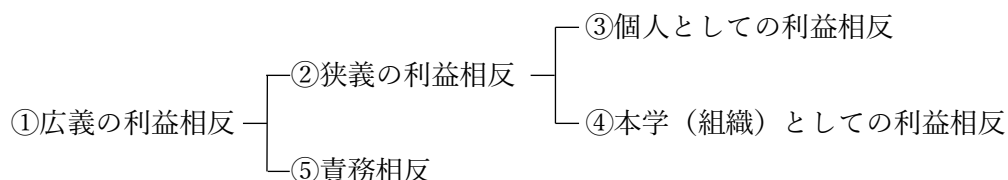
岡崎女子大学・岡崎女子短期大学利益相反マネジメントポリシー

1 目的

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学（以下「本学」という。）は、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学産学官連携ポリシーを制定し、産学官連携活動を積極的に推進する体制を構築している。しかしながら、大学と企業等ではその目的と役割が異なり、産学官連携活動との連携活動において利益相反が生じる可能性、あるいは利益相反との疑念が生じる可能性を無くすことはできない。よって、産学官連携活動を公正かつ円滑に促進することをめざし、本学の教育・研究への社会的信頼が損なわれないことがないよう、大学として適正に管理することを目的とする岡崎女子大学・岡崎女子短期大学利益相反マネジメントポリシー（以下「利益相反ポリシー」という。）を定める。

2 利益相反の定義

(1) 利益相反ポリシーにおいては、利益相反は次のとおり定義する。



①広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反を合わせた概念。

②狭義の利益相反

教職員又は本学が社会連携活動に伴って得る利益と、本学の教育・研究上の責任とが相反する状況。

③個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と、教職員個人の本学における教育・研究等の責任とが相反する状況

④本学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本学（組織）が得る利益と、本学（組織）の社会的責任とが相反する状況

⑤責務相反

教職員が兼業活動等により、企業等に対し負う職務遂行上の責任と、本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況

(2) 利益相反ポリシーにおいては、利益相反の範囲を「利益相反（広義）」と定める。

3 利益相反マネジメントの基本的な考え方

(1) 教育、研究、社会貢献という大学の果たすべき役割に鑑み、大学の教職員は、教育・研究に支障のない範囲内で、技術移転等を推進することを責務の一つとしている。

(2) 本学は、研究等の成果である発明等の産業界への移転を大学発ベンチャーの育成も含め積極的に奨励するとともに、技術移転活動等の産学官連携の推進等を公正かつ効率的に行うために、職員の利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については、解決のための措置を講じる。

(3) 教職員は、技術移転活動等の産学官連携の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。法律的に合法と解される場合であっても、主として公的な資金で運営されている教育・研究機関として、公正性が疑われることがないように、大学のルールに則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考え方に基づいて、利益相反のマネジメントを行う。

(4) 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。

4 利益相反マネジメントの対象及び基準

(1) 対象者の範囲

教職員

(2) 基準

本学における職務に対して個人的な利益を優先させると見られる事案（狭義の利益相反）や、個人的な利益のあるなしにかかわらず、本学外部活動へ時間配分を優先させていると見られる事案（責務相反）について、本学の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを基本的な判断基準とする。

(3) 利益相反の生ずる可能性がある行為は、概ね次の場合をいう。

ア 兼業活動の場合

イ 職務に関連し、報酬、株式保有の経済的利益を有する場合

ウ 本学以外の企業、大学に本学の教職員が自らの発明等を技術移転する場合

エ 共同研究や受託研究に参加する場合

オ 外部からの寄附金、設備、物品の供与を受ける場合

カ ア～オの相手方等何らかの便宜を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合

キ ア～オの相手方等何等かの便益を供与される者から物品を購入する場合

ク その他研究活動に関し、社会通念上不相応と思われる何らかの便宜を供与され、又は供与が想定される場合

5 教職員の責務

(1) 教職員は、本学の諸規程等に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に専念し、本学がなすべき責を有する職務に誠実に従事しなければならない。

(2) 教職員は、職務遂行上知り得た秘密を専ら自己の利益を追求するため使用してはならない。

(3) 教職員は、上記4の(3)に該当する場合は、勤務時間の内外にかかわらず、本学に対して報告をしなければならない。

6 利益相反マネジメントの体制等

(1) 利益相反に係る事務は、大学総務課において行う。

(2) その他、利益相反マネジメント体制については、別途定める。

7 利益相反ポリシーの改廃

利益相反ポリシーの改廃は、大学・短期大学運営会議の議を経て行う。